

平成 22 年 3 月 31 日現在

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2007 年度～2009 年度

課題番号：19330004

研究課題名（和文）

ヨーロッパ司法統計の総合的研究——法社会学・法史学・犯罪学の協働

研究課題名（英文）

Interdisciplinary and historical study on the European judicial statistics

研究代表者

佐藤 岩夫（SATO IWAO）

東京大学・社会科学研究所・教授

研究者番号：80154037

研究成果の概要（和文）：本研究は、法社会学・法史学・犯罪学専攻の研究者の学際的・総合的な共同研究を通じて、19 世紀から現代に至るヨーロッパ各国の司法統計（裁判所組織統計・訴訟統計・犯罪統計等）の歴史的・内容的変遷を詳細に明らかにするものである。研究成果として、ヨーロッパの司法統計の歴史的発展および内容を包括的に明らかにした研究書としては日本で最初のものとなる『ヨーロッパの司法統計Ⅰ：フランス・イギリス』および『ヨーロッパの司法統計Ⅱ：ドイツ・イタリア・日本』を刊行した。

研究成果の概要（英文）：This study shows the historical and substantial transition of the European judicial statistics (statistics of courts, litigation, crime and so on) from the 19th century to the present day through the interdisciplinary joint study by the researchers who specialize in the sociology of law, legal history and criminology. We have published two books - *Judicial Statistics in Europe I: France, England and Wales* and *Judicial Statistics in Europe II: Germany, Italy, Japan* -, as products of study which are the first publications in Japan to show the historical development and substantial details of European judicial statistics comprehensively.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	3,500,000	1,050,000	4,550,000
2008 年度	3,700,000	1,110,000	4,810,000
2009 年度	2,500,000	750,000	3,250,000
年度			
年度			
総計	9,700,000	2,910,000	1,2610,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：司法統計 法社会学 法史学 犯罪学 犯罪統計

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究は、法社会学・法史学・犯罪学専攻の研究者の学際的・総合的な共同研究を通じて、19 世紀以降現代に至るヨーロッパ

各国の司法統計の歴史的変遷および内容を系統的・包括的に明らかにすることを目的とするものである。

(2) 本研究の開始当初、ヨーロッパの司法

統計に関する日本での研究状況は以下のようであった。

① 司法政策や司法研究の議論においてはしばしばヨーロッパ諸国の司法統計データが援用されるが、そのなかにはヨーロッパ各国の司法統計に関する不正確ないし断片的な理解に基づくものが少なくなかった。ヨーロッパで近代的な司法統計の整備が急速に進行したのは19世紀前半のことであるが、それ以降現在に至るヨーロッパ各国の司法統計の歴史の変遷とその内容を詳細かつ正確に解明・整理することは、司法政策・司法研究の基礎的資料の整備として喫緊の課題と考えられた。

② ヨーロッパ各国の司法統計のデータを人口動態、経済成長、産業構造、宗派構造等の社会的・経済的指標と結びつけて分析することによって、あるいはまた、各国の司法統計の成り立ちそのものを対象とする研究を行うことを通じて、近代ヨーロッパの「法と社会」のマクロな特徴や長期的趨勢を明らかにすることが可能と考えられるが、そのような研究は、日本ではほとんど手がつけられておらず、未開拓の領域であった。

2. 研究の目的

以上の背景の下で、本研究は、19世紀以降現代に至るヨーロッパ各国の司法統計を系統的・包括的に研究することを目指すものであり、具体的には、以下の2つの課題を追求した。

① ヨーロッパ各国の司法統計の系統的・包括的な整理

具体的には、各国で近代的な司法統計が開始した時期およびその歴史的文脈、その後現在に至る変遷（各国における司法統計は実に複雑な変遷を遂げている）、各年次ごとの収録項目、国内外の主要な所蔵機関等を詳細に整理し、その結果を公表すること。

② 司法統計を通じた「法と社会」研究の可能性の追求

司法統計を手がかりとして、近代ヨーロッパの「法と社会」について新たな知見を獲得するとともに、その方法的・理論的足場を構築すること。

3. 研究の方法

以上の研究を遂行するに際して、本研究では、次の方法・視点を重視した。

① ヨーロッパの多様性の重視

ひとくちにヨーロッパといっても、司法統計およびその前提となる司法制度の内容・発展過程には各国各様の特徴が見られる。そのため、本研究では、各国の司法制度・司法統計の歴史の変遷と内容に精通した研究者を網羅した研究グループを組織し、ヨーロッパの多様性を重視した研究方法を採用した。

② 学際性・総合性の重視

司法統計の研究は、学際的・総合的視点を必要とする。本研究には、司法統計およびその分析手法に関する社会科学的・統計学的な知識・能力をもつ法社会学研究者およびヨーロッパの法の発展および歴史資料に関する知識・能力に秀でた法史学・法社会史の研究者がともに参加し、さらに犯罪統計に精通した犯罪学の研究者も加わって、各自の専門知識を活かして相互に協力・補完する研究が可能となった。法社会学・法史学・犯罪学の研究者の協働による学際性・総合性は、本研究の大きなメリットである。

以上①②の点を踏まえて、本研究の参加メンバーの分担をまとめると次のようになる：

- ・ 佐藤（法社会学）：研究全体の統括、ドイツ、統計方法論
- ・ 小谷（比較法史）：イタリア、歴史方法論
- ・ 高橋（法社会学）：イギリス、統計方法論
- ・ 波多野（法史学）：フランス、歴史方法論
- ・ 浜井（犯罪学）：イタリア、犯罪統計論
- ・ 林（法史学）：日欧比較、歴史方法論
- ・ 広渡（比較法社会論）：法の比較方法論
- ・ 三阪（法史学）：フランス、歴史方法論
- ・ 三成（法史学）：ドイツ、歴史方法論

③ 司法統計の概念・射程

本研究において司法統計の用語は、裁判所の組織・人員に関する統計（組織統計）、訴訟の件数・処理状況・終局区分等に関する統計（訴訟統計）、犯罪の認知・処理状況に関する統計（犯罪統計）、その他司法に関連する統計の総称の意味で用いる。各国の司法統計を可能な限り包括的に把握することを重視した。

4. 研究成果

本研究の成果は次のようにまとめることができる。

(1) 『ヨーロッパの司法統計Ⅰ・Ⅱ』の刊行
フランス、イギリス（イングランド・ウェールズ）、ドイツ、イタリアのヨーロッパ4カ国に、比較のために日本を加えた各国の、19世紀から現在に至るまでの司法統計の歴史の変遷およびその内容を明らかにする論考を収録した『ヨーロッパの司法統計Ⅰ：フランス・イギリス』（東京大学社会科学研究所研究シリーズNo. 38、2010年3月）および『ヨーロッパの司法統計Ⅱ：ドイツ・イタリア・日本』（東京大学社会科学研究所研究シリーズNo. 39、2010年3月）を刊行した。ヨーロッパ各国の司法統計の歴史的・内容的詳細を体系的・包括的に明らかにした研究書としては日本で最初のものであり、その学術的意義は大きいと考える。

各国（各章）の内容は、各国共通に、次の構成によっている。

第1節 司法制度の概要

- 第2節 司法統計の変遷・内容
- 第3節 司法統計の所蔵状況、入手方法
- 第4節 代表的な司法統計の目次（原語および日本語訳）

それぞれ詳細な論述と多数の図表を含んでおり、詳細は、同書を参照されたい。

(2) ヨーロッパ各国の司法統計の特徴の解明

本研究を通じて解明されたヨーロッパ各国の司法統計の特徴を、ごくかいつまんで要約すれば次のようになる。

① フランス フランスの司法統計は19世紀初頭に整備されたとはいえ、その内実は個別省庁による年次活動「報告書 *compte*」の集積であり、かつ、行政裁判や犯罪統計も含めて公刊されるのは第2次世界大戦後である。ここから、総合性と体系的を持った「年次統計」へ変貌するのは、1970年代末の司法省による『裁判統計年鑑』発刊以降である。その背景には、INSEE（国立統計・経済調査局）が、1960年代以降、自ら養成した統計専門職員を各省庁に派遣し、各省庁の統計業務の独自性を尊重ながら（この点はフランス独特のものであるとされている）、同時に統計部門の全体的調整と理論化・効率化を図ったことがある。

② イギリス イギリスの司法統計の特徴は第1に、その体系的・継続的な刊行は1850年代後半になって開始されており——もちろんその重要な前史はあるものの——大陸諸国に比べて比較的遅めと言いうる。第2に、刊行形態の次元で、議会文書、なかんづく基本的にコマンド・ペイパとしての地位を保持している。このことは、一方では、公文書群における司法統計の地位の高さを導き、他方では、「司法統計」というカテゴリのもとで系統的に関連文書を発見することの難しさにつながる。第3に、そのコマンド・ペイパとしての位置づけともか関わり、国家財政の状況等に応じて収載データの増減・内容変化が比較的激甚である。そして最後に、組織統計が——個人情報集積としては——表式情報としては伝統的に乏しい。

③ ドイツ ドイツの司法統計の第1の特徴として、統一国家が成立する以前の多様な司法統計の発展がある。すなわち、1870年にドイツ帝国が成立するまでの時期は、各領邦（ラント）ごとに独自の司法統計が編集され、それは、ドイツ全体の司法統計（『ドイツ司法統計』、1883年）が編纂されて後も、ラント独自の司法統計が並存する形で継続した。第2に、犯罪統計・刑事司法統計と比較して、民事司法統計の刊行が時期的に相当遅れるという現象が見られた。第3の特徴として、現在のドイツの司法統計は、組織統計・訴訟統計・犯罪統計の全般にわたって、

きわめて詳細かつ体系的な司法統計が編纂されていることを指摘できる。とりわけ組織統計の充実、他のヨーロッパ諸国との重要な違いの一つとなっている。

④ イタリア 1300年もの長きにわたって群雄割拠状態にあったイタリア半島社会を軍事力で統一して成立した「イタリア王国」においては、国家体制の構築、そして国民形成という課題の遂行は非常に難航した。「イタリア司法統計」の編纂作業もまた、統一王国の国家統合の苦難の歩みを反映して、当初は多種多様な試行錯誤を繰り返した形跡がある。しかし、そのような状況であったにもかかわらず、イタリアでは徐々に系統的な司法統計刊行体制が作られ安定したと言ってよい。その理由のひとつとして、統一王国成立前から半島各地で司法統計の編纂事業や社会統計学の研究がそれぞれ独自の発展を遂げていた点を挙げることができよう。もうひとつの理由は、多様な伝統と文化を負う半島各地のイタリア人たちが、新しい社会の構想を議論する場で、有力な説得手段のひとつとして抽象度の高い統計言語を大いに活用したという事情が関連していると考えられる。

⑤ 日本 日本の司法統計は、司法省統計年報すなわち司法省の裁判事務の年次報告（業務統計）として成立した。司法省統計年報は1875（明治8）年から編纂され、今日の司法統計・法務省統計へと連続している。日本では、1875年までは体系的な司法統計が存在しない。司法省は、1872年正月に各府県が1年間に処断した人数等を記した行刑表を、1873年11月には同年中の聴訟件数報告表の提出を促した。刑事統計は1875年9月に、民事統計は1876年1月に司法統計の原型が出来上がった。民事裁判表の記載内容は、1878年司法省丁第22号達による大幅な改正を経て一定した。なお、監獄（のち行刑）統計については、1898年までは内務省管轄となる。司法統計の形式を整えるに際して欧米諸国の裁判統計が参照されたことが本研究によって明らかにされた。

(3) 司法統計を通じた「法と社会」研究の進化

(1) および(2)に示したヨーロッパ各国の司法統計の系統的・包括的な整理およびそこに見られる特徴の解析の作業は、当初予定していた以上に時間と労力を必要とする作業であり、結果的に、本研究の主要な成果は、その分野に集中した（その結果学術的に大きな成果があがったことは上述の通りである）。しかし、それと平行して、司法統計を通じた「法と社会」研究の分野でも、端緒的ではあるが、いくつかの重要な知見が得られた。たとえば、①イギリスにおいて、公的制度・

法的根拠を伴う仕組みとしての「司法統計」の成立の前提には、統計的思考 (statistical thinking) の発展があり、そこには、ベンサム主義の強い影響が見られること、②<イタリア法>を、イタリアにおける実定国家法ルールというよりは、説得のための道具立ての保管庫という文化的複合体として、そしてその変容プロセスとしてとらえた場合、その<イタリア法>の生成・推転過程においては、19世紀イタリアにおける司法統計、国家形成、法学の三者の相互影響関係が重要な推進力となっていたこと、③ドイツにおける民事司法統計の成立の背景には、司法行政的要因にも増して、19世紀ドイツの経済発展（工業化・産業化）の所産という側面があり、司法統計の歴史的変遷は、法の世界を超えた社会的出来事として理解されるべきこと、などである。

これらの知見をさらに精緻に掘り下げていくことは今後の課題であるが、本研究によって、司法統計を通じた「法と社会」研究という新しい研究領域を開拓していくための方法的・理論的足がかりは構築できたものと考えられる。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計10件）

- ① 高橋 裕 「日本人の訴訟嫌い」？：問題設定の細密化を目指して、『JCAジャーナル』57巻4号、2-6頁、2010年4月、査読無。
- ② 林真貴子 「訴訟法制」山中永之佑ほか編『日本現代法史論』法律文化社、169-179頁、2010年4月、査読無。
- ③ 佐藤岩夫 「法社会学研究とデータ・アーカイブ」『法社会学』72号、284-299頁、2010年3月、査読無。
- ④ 林真貴子 「日本における法専門職の確立」鈴木秀光ほか編『法の流通』慈学社、639-665頁、2010年1月、査読あり。
- ⑤ 林真貴子 「日本における「法の継受」に関する理論的研究の検討」水林彪編『東アジア法研究の現状と将来』国際書院、17-42頁、2009年11月、査読無。
- ⑥ 小谷眞男 「里親委託という主題：「家族的養育委託 (affidamentofamiliare)」に関するイタリアの研究動向より」『家族社会学研究』21巻2号、201-207頁、2009年10月、査読無。
- ⑦ 高橋 裕 「法文化 legal culture の概念と法社会学研究におけるその位置：英国法社会学の議論を中心に」、『法社会学』71号、171-187頁、2009年9月、査読無。
- ⑧ 佐藤岩夫 「法が生まれるとき：法社会学」

林信夫・新田一郎編『法が生まれるとき』創文社、287-300頁、2008年10月、査読無。

- ⑨ 三阪佳弘 「設立記の日本弁護士協会」（7-44頁、114-138頁執筆）村上一博・岩谷十郎・三阪佳弘編著『日本弁護士協会録事：明治編 別巻』ゆまに書房、2008年、306頁、査読無。
- ⑩ 小谷眞男 「Lombroso のイタリア刑法典草案批判と嬰兒殺犯をめぐる“物語り”」『生活社会科学研究』14号、19-27頁、2007年10月、査読無。

〔学会発表〕（計4件）

- ① 高橋 裕 「イギリスにおける司法統計の成立：条件と帰結」（2010年度日本法社会学会学術総会・ミニシンポジウム『近代ヨーロッパと司法統計の成立』における報告、2010年5月8日、同志社大学）。
- ② 小谷眞男 「〈イタリア法〉の生成：19世紀イタリアにおける司法統計・国家形成・法学」（②に同じ）。
- ③ 佐藤岩夫 「ドイツにおける民事司法統計の成立：ドイツの司法統計に見る司法政策の関心」（②に同じ）。
- ④ 小谷眞男 「統一刑法典編纂と国民国家“イタリア”の形成」（イタリア統一150周年記念シンポジウム『イタリア人を創る：自由主義期イタリアと国民国家形成』における報告、2009年12月19日、日本女子大学）。

〔図書〕（計3件）

- ① 佐藤岩夫・波多野敏・三阪佳弘・高橋裕 『ヨーロッパの司法統計Ⅰ：フランス・イギリス』（東京大学社会科学研究所研究シリーズNo.38）、全126頁、2010年3月、査読無。
- ② 佐藤岩夫・小谷眞男・林真貴子 『ヨーロッパの司法統計Ⅱ：ドイツ・イタリア・日本』（東京大学社会科学研究所研究シリーズNo.39）、全146頁、2010年3月、査読無。
- ③ 広渡清吾 『比較法社会論研究』日本評論社、全353頁、2009年3月、査読無。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

佐藤 岩夫 (SATO IWAO)
東京大学・社会科学研究所・教授
研究者番号：80154037

(2) 研究分担者

広渡 清吾 (HIROWATARI SEIGO)
専修大学・法学部・教授
研究者番号：60025153

小谷 眞男 (KOTANI MASAO)
お茶の水女子大学・生活科学部・准教授
研究者番号：30234777

(2007→2008：連携研究者)

高橋 裕 (TAKAHASHI HIROSHI)
神戸大学・法学研究科・教授
研究者番号：40282587

(2007→2008：連携研究者)

波多野 敏 (HATANO SATOSHI)
岡山大学・社会文化科学研究科・教授
研究者番号：70218486

(2007→2008：連携研究者)

浜井 浩一 (HAMAI KOICHI)
龍谷大学・法務研究科・教授
研究者番号：60373106

(2007→2008：連携研究者)

林 眞貴子 (HAYASHI MAKIKO)
近畿大学・法学部・准教授
研究者番号：70294006

(2007→2008：連携研究者)

三阪 佳弘 (MISAKA YOSHIHIRO)
大阪大学・高等司法研究科・教授
研究者番号：30219612

(2007→2008：連携研究者)

三成 賢次 (MITSUNARI KENJI)
大阪大学・法学研究科・教授
研究者番号：90181932

(2007→2008：連携研究者)

以上